

宗務審議会規程

〈1991年6月29日達令公示第12号〉

改正 2015年6月26日達令公示9

(趣旨)

第1条 この達令は、諮問機関設置に関する条例(1991年条例公示第6号)第3条に基づく宗務審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会は、委員会の委員をもってこれを組織する。

(委員会)

第3条 審議会に、特定の事項を調査審議するため委員会を置き、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員の数については、特に必要と認めるとき、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、宗務に経験のある者及び学識経験を有する者の中から、総務部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、議題を示して、宗務総長が招集する。

(小委員会)

第7条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員会から付託された事項を審議する。

3 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 小委員会に、互選により主査1人を置く。主査は、小委員会の議事を整理する。

(議事及び議決)

第8条 委員会の議事は、委員半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 委員会の議決は会長から宗務総長に、小委員会の議決は主査から会長に、それぞれ少数意見を付して、文書をもって報告しなければならない。ただし、小委員会の議決は、更に委員会の審議に付するものとする。

3 会長は、小委員会の議決を文書をもって委員に送付し、意見書の提出を求めて審議に替える

ことができる。ただし、この場合、その結果を委員に通知しなければならない。

(意見書の提出)

第9条 委員は、会議に出席できないときは、議題に関して意見書を提出することができる。

(参考人の会議への出席)

第10条 会長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(中間報告)

第11条 宗務総長は、何時でも中間報告を求めることができる。

(任期)

第12条 委員会が、宗務総長に答申書を提出したときをもって、その委員の任期は終了したものとす。

(庶務)

第13条 審議会の事務は、総務部が行う。

2 委員会の事務は、宗務職制(1991年条例公示第5号)第11条の定による部門がこれに当たる。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置されていた委員会及び小委員会は、この達令による委員会及び小委員会とみなす。

3 1991年6月30日現在、委員会の委員及び会長並びに小委員会の委員及び主査であった者は、この達令による委員会の委員及び会長並びに小委員会の委員及び主査とみなす。

4 1991年6月30日現在、提出されていた中間報告は、この達令による中間報告とみなす。

附 則

(2015年6月26日達令公示第9号) 抄
この達令は、2015年7月1日から施行する。

財産管理審議会規程

（1991年6月29日達令公示第13号）

改正 ①1997年6月13日達令公示5

②2002年6月28日達令公示6

③2023年6月30日達令公示7

（設置及び目的）

第1条 諮問機関設置に関する条例（1991年条例公示第6号）第5条により、本派の重要な財産の保全、管理、取得及び処分並びに借入れに関する事項について調査審議するため財産管理審議会（以下「審議会」という。）を設ける。

（諮問の手続き）

第2条 財務長は、前条に定める事項に関して諮問しようとする場合、その事項が宗門法規の定めにより、宗議会及び参議会又は参与会及び常務会の議決を要するものについては、その議決のための手続きの前に審議会に諮問するものとする。ただし、会計条例施行条規（1988年達令公示第2号）第73条に定める委員会に置いて議決を得た事項については、この限りでない。

（組織）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者の中から、財務部長の上申により、宗務総長が委嘱した委員15人以内で組織する。

（1）宗議会議員

（2）参議会議員

（3）学識経験者

2 前項第1号及び第2号の委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第3号による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 審議会は、宗務総長の承認を得て財務長が招集する。

（議事及び議決）

第6条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数で決する。
（意見書の提出）

第7条 委員は、会議に出席できないときは、議題に関して意見書を提出することができる。

（常任委員会）

第8条 審議会から委任された事項及び緊急を要する事項を処理するため、審議会に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、会長、副会長及び委員の中から互選された者5人以内で組織する。

3 常任委員会で処理した事項は、審議会に報告しなければならない。

（宗務役員との会議への出席）

第9条 財務長が必要と認めた宗務役員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

（参考人の会議への出席）

第10条 財務長は、必要と認めたときは、何時でも参考人の出席を求めて意見を聞くことができる。

（答申及び中間報告）

第11条 会長は、審議会の議決を少数意見を付して、文書をもって答申しなければならない。

2 財務長は、何時でも審議会の中間報告を求めることができる。

（事務）

第12条 審議会に関する事務は、財務部が行う。

附 則

この達令は、1991年7月1日から施行する。

附 則（1997年6月13日達令公示第5号）抄
この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2002年6月28日達令公示第6号）

1 この達令は、2002年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により就任していた委員の任期は、すべて満了したものとみなす。

附 則（2023年6月30日達令公示第7号）

1 この達令は、2023年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、現に委員に委嘱されている者であって、現に宗議会議員である者は、この達令第3条第1項第1号に定める委員と、現に参議会議員である者は、同第2号に定める委員と、それ以外の者は、同第3号に定める委員として委嘱されたものとそれぞれみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。